平成２２年（フ）第８３１６号
神奈川県川崎市幸区柳町39―14　永越方
破産者　小山真由美（旧姓永越）
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４３３号
千葉県市原市菊間2082―47―103
破産者　仲田　敏雄
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４７８号
東京都練馬区石神井台６丁目15―16―２―202
破産者　小林　政代
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９８号
東京都江戸川区瑞江１丁目27―18―515
破産者　瀬川　圭佑
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５２１号
東京都墨田区京島１丁目32―14
破産者　瀧野　諭吾
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５２８号
東京都足立区谷在家１丁目21―14―103
破産者　川名　　弘（旧姓小野）
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５５５号
東京都品川区東品川３丁目１―19―308
破産者　石橋すみ子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６４５号
東京都葛飾区白鳥１丁目12―16―302
破産者　吉田　敬子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６６０号
東京都立川市一番町６丁目８－１―35―103
破産者　阿部　　安
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７０３号
東京都葛飾区東四つ木３丁目38―11―205
破産者　鈴木　時治
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７０４号
東京都葛飾区東四つ木３丁目38―11―205
破産者　鈴木　和子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７６１号
東京都中野区沼袋３丁目14―３―101
破産者　美容室レ・シェボウこと　齊藤　徳子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７６７号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―12　ドラマージュ１―301
破産者　鳴海　　恵
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７７４号
埼玉県朝霞市本町１丁目36―23―303
破産者　渡邉　一孝
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西富田344番地１
破産者　有限会社共進工機
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０３号
青森県弘前市大字小栗山字小松ケ沢157番地２
破産者　三上　和子
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５４４号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目779番地
破産者　サポートプラン株式会社
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３９８号
東京都港区赤坂５丁目１番27号
破産者　株式会社Ｐｌａｙｌｉｎｅ
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１号
茨城県笠間市金井63番地の１
破産者　株式会社キハラ企画
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８０２号
東京都中央区銀座８丁目７番７号
破産者　有限会社Ｙｏｈｊｉ　Ｙａｍａｍｏｔｏ　Ｄｅｓｉｇｎ　＆　Ｔｒａｄｅｍａｒｋ
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０６号
横浜市港南区芹が谷２丁目８番39号
破産者　有限会社金峰堂
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
長野県茅野市豊平5451－８
破産者　有限会社ケイテックス
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部